

記載例（退職一括徴収）

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
2 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所の「個人番号」の市区町村長に送付してください。
ただし、特別徴収継続の場合を除きます（地方税法第三百二十一条の五第二項ただし書後段・地方税法施行規則第九条の二十三）。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
江戸川区長 宛				所在地 〒132-8501 江戸川区中央1-4-3		特別徴収義務者 指定番号 宛名番号		△△△△△△△		△△△△△							
年 月 日提出				フリガナ マルバツショウジ		所属 氏名		総務課 給与係 総務 二郎									
給与支払者 （特別徴収）				氏名又は名称 株式会社 ○×商事		担当 連絡 者先		氏名		電話		03-0000-0000 内線（1111）					
個人番号 又は法人番号				◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載											
給与所得者	フリガナ	シンコク ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏名	申告 次郎															
	生年月日	昭和 △ 年 2 月 1 日															
	個人番号	0000000000000000															
	受給者番号																
1月1日 現在の住所	江戸川区平井4-1-1		120,000 円	6 月から 2 月まで	3 月から 5 月まで	令和 8 年 2 月 28 日	1 右から 番号を 記入	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) ※ 記入がない場合は普通徴収となります。									
異動後の 住所	同上 (TEL - -)			90,000 円	30,000 円												
※ 決定・変更通知の発送は届出書を受理してから1か月程度かかります。江戸川区から月割額や指定番号の電話連絡は行っておりません。月割額や指定番号は税額の決定・変更通知を確認してください。																	
1. 特別徴収継続の場合																	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒				個人番号 又は法人番号	新規				新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。※						
	所在地					担当者 連絡先	所属 氏名 電話					受給者番号※					
	フリガナ									納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要 (ネットバンキング等利用)					
	氏名又は名称																
※ 給与所得者（本人）の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号の記載がない場合は、江戸川区で付番させていただきます。																	
2. 一括徴収の場合																	
理由	2 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 8 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	3月 14日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	30,000 円		左記の一括徴収した税額は、 3 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。					
3. 普通徴収の場合																	
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※市区町村記入欄	令公 納税連絡 控送 先送（特・普）				現年度	新年度					
【提出・問合せ先】 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区 総務部 課税課 03-5662-1008・1009																	